

気になる相談（令和6年4月）

SNSで著名人を装い投資などを勧誘する消費者トラブルが急増

SNS上で、著名人を装って投資などを勧誘し、その後にトラブルが発生する事例が急増しています。「投資勉強会を開催する」「投資のノウハウを指導する」「関係を持つことで利益が得られる」と勧誘し、投資を行った後には、出金のための追加費用を要求されたり、連絡が取れなくなったりするといった例があります。

また、SNS上の広告から投資を勧誘される案件が多くなっており、被害金額も高額化していますが、そのようなケースでは一度振込むと取り戻すことは困難です。

【相談事例】

- SNS広告で有名経済評論家が主催する投資相談を見かけて興味を持ち、相続資産を投資しようとアプリへ登録した。すると、経済評論家のアシスタントを名乗る人からメッセージが届き、海外株への投資話を持ちかけられたので、有名経済評論家を信用し、指定の口座へ振り込んだ。その後も次々とより利益の高い投資話を持ちかけられ、それぞれ別の銀行口座へ振り込んだ。後日、運用状況を確認すると利益があったので出金したいと申し出たところ、高額な手数料と税金が必要と言われた。
- 海外の人物からSNSでメッセージが届いたので、やり取りを始めた。その人物は会社の経営者で有名投資家の親族であるとのことで、その人物から投資の勧誘を受けたので、アプリをインストールし、指示されたタイミングでアプリ内の口座へ振り込みをしていると、残高表示が大幅に増えた。利益が出たと喜んでいたら、突然、口座が凍結され高額な解除料が必要と言われたので、借金をして振り込んだが、その後、アプリが開かなくなり、その人物とも音信不通となった。

【注意点】

- 著名人に無断で写真や氏名を使用した勧誘が横行しており、勧誘内容の真偽を判断することは困難です。
- SNS上の広告は十分に審査されているとは言い切れません。
- 投資の勧誘をされることが多く、高額の支払いになりがちです。

【対処法】

- SNSを通じて著名人から投資などの勧誘があったときは、公式サイトや公式アカウントで注意喚起が行われていないかまず確認しましょう。また、日本の居住者を相手にFXや暗号資産取引を行う者は金融商品取引法等の登録が必要ですので、金融庁ホームページで確認しましょう。
- 通常の投資で個人名義の口座へ振り込みをさせることはありません。振込先が個人名義の場合は詐欺ですので絶対に振り込まないでください。
- 振り込み後は被害の回復が困難ですので、安易に振り込まないでください。
- 不安を感じた場合には、最寄りの消費生活相談窓口へ相談しましょう。

消費者ホットライン 188 又は 愛媛県消費生活センター(TEL:089-925-3700)